

新型コロナウイルス感染症に関する
緊急経済対策について
(障害保健福祉部関係)

社会・援護局 障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策について

- 本日(令和2年4月7日)、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策がとりまとめられたところ。
- 当該緊急経済対策においては、障害保健福祉関係の支援策も盛り込まれていることから、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施に取り組んでいただきたい。
- なお、交付要綱案や実施要綱案については、事業担当から連絡をするので、ご留意願いたい。

< 緊急経済対策における障害保健福祉関係の支援策一覧 >

- (1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業(別紙1参照)
- (2) 障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修(別紙2参照)
- (3) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業(別紙3参照)
- (4) 遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化(別紙4参照)
- (5) 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援(別紙5参照)
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等(別紙6参照)
- (7) 障害福祉サービス確保のための支援策障害福祉サービス確保のための支援策(別紙7参照)
- (8) 在宅障害者等に対する安否確認等支援事業(別紙8参照)
- (9) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業(別紙9参照)
- (10) 心身障害児総合医療療育センターにおける感染症対策のための施設整備(別紙10参照)
- (11) 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業(別紙11参照)
- (12) 障害福祉分野のICT導入モデル事業(別紙12参照)
- (13) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援(別紙13参照)

事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助する。

事業内容

(1) 衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品を確保することや居室に簡易陰圧装置及び換気設備を設置する際に必要な費用について補助する。

(2) 衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

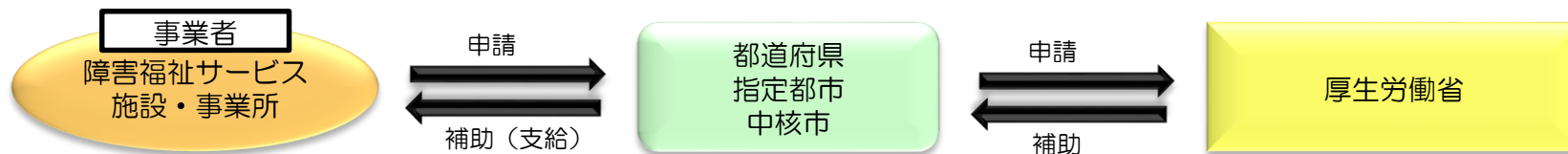
(3) 感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

事業スキーム等

○実施主体: 都道府県・指定都市・中核市

○補助率: 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3



障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和2年度補正予算案:10億円

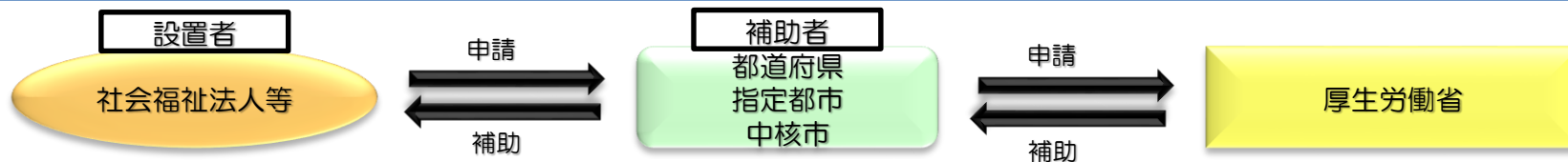
事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費について補助する。

事業内容

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

事業スキーム等



<実施主体、負担割合>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、設置者:1/4

令和2年度補正予算案:123億円

概要

(1) 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、**追加的に生じた以下の①～④のサービス提供に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

- ①学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬に係る利用者負担
- ②学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係る利用者負担
- ③学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

(2) 代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合に、放課後等デイサービス事業所が**電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

(3) 居宅レスパイトの提供に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合であって、放課後等デイサービス事業所の休業等により保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、**休業中の放課後等デイサービス職員等が居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

(4) 感染防止のための福祉タクシー券配布に係る経費

医療的ケア児等の特に感染症に罹患するおそれが高い児童の送迎のため、**放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所が福祉タクシーを利用する場合に、タクシー券を配布する事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

(5) 学校の臨時休業に伴う給付費の増に係る障害児入所給付費等国庫負担金

公費負担の増のために追加的に必要となる障害児入所給付費等国庫負担金について計上。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：(1)(2) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(3)(4) 国1/2、都道府県1/2 国1/2、市町村1/2
(5) 国負担分のみ

概要

令和2年度補正予算案：6億円

- 新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が行政機関や学校、保健所への相談や病院への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な状況がある（※）が、各自治体ともこれらの機関における聴覚障害者等に対する意思疎通支援の体制が不十分である。
 - （※）手話通訳者の感染が懸念されることや、感染予防のためのマスクの着用等により、口話が困難になってしまうため。
- そこで、都道府県に対して、新型コロナウイルスや災害時にも活用できるよう、遠隔手話サービス（※）を実施するための導入経費を支援することにより感染予防を進め、地域において聴覚障害者等が安心して相談等できる体制の整備を図る。
 - （※）タブレットやスマホを通じて、遠隔手話を行うことができるサービス（聴覚障害者情報提供施設や民間企業が提供）

事業内容等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 定額（10／10）

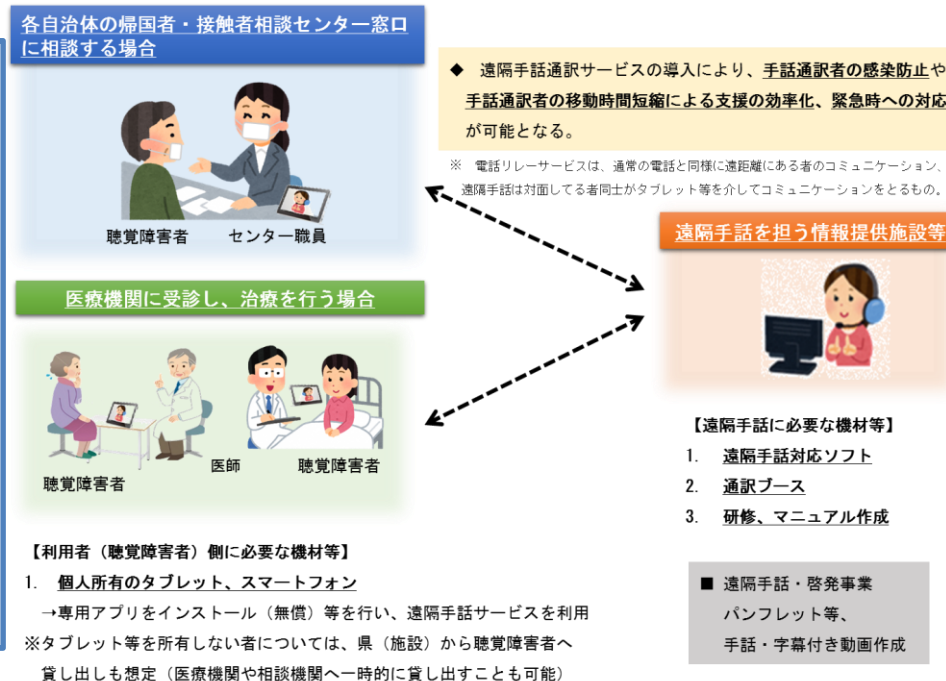
【補助内容】

遠隔手話サービスの初度経費、広報経費等

- ◇ 遠隔手話に必要な通信環境整備に関する経費
サーバー構築費用、
オペレーター向けマニュアル作成・研修実施
専用ブース設置費のための経費 等

- ◇ 遠隔手話広報・啓発に要する経費
聴覚障害者向けパンフレット
動画作成のための経費 等

<事業実施イメージ>



新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援

概要

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することに伴い、心身の変調が生じる住民が増えていくことが予想されるため、十分な精神保健上の支援（心のケア）を実施できるよう、精神保健福祉センターや保健所等への財政支援を実施する。

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、その他保健所設置市、特別区

【補助率】

3/4

【事業内容】

- ・心のケアを実施するための臨時職員の雇用費用
- ・SNS等を利用したオンライン相談の整備費用
- ・対面で心のケアを実施する職員や相談に来られる方の感染拡大防止に必要な経費 等



電話相談



SNS相談

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等

概要

令和2年度補正予算案:13億円

- 新型コロナウイルスの発生により、これまで外出していた者が自宅にいるようになっており、地域活動支援センターや日中一時支援での受け入れに対するニーズが新たに発生している状況である。
- そのため、新たに支援員の増などの体制強化や消毒などに必要なかかり増し経費を支援する。

事業内容等

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助内容】

地域活動支援センターや日中一時支援における新型コロナウイルスへの対応に係る支援に必要な人件費や消毒液の購入等

(参考)

■ 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。※センターの箇所数：2,935か所

■ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業。※事業実施自治体数：1,507自治体

令和2年度補正予算案:42億円

- 障害分野の通所サービス事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、都道府県等から休業を要請される事態が生じている。
- 他方、このような状況でも、通所サービス事業所等は、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、関係者が密接に連携を図りながら、利用者の居宅を訪問するなど、特別な形でのサービスを提供することが求められている。

事業内容

通所サービス事業所等に対し、通常では想定されない「関係者の緊急かつ密接な連携」や「特別な形でのサービス提供」に関する取組に対して支援を行う。

<対象となる費用として想定される主な例>

(1) 休業要請を受けた通所事業所等のかかりまし経費

【縮小してサービスを提供する場合】

- ・ 通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な交通費やリース料
- ・ 通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な衛生用品や各種機器の購入費

【訪問によるサービス提供に切り替える場合】

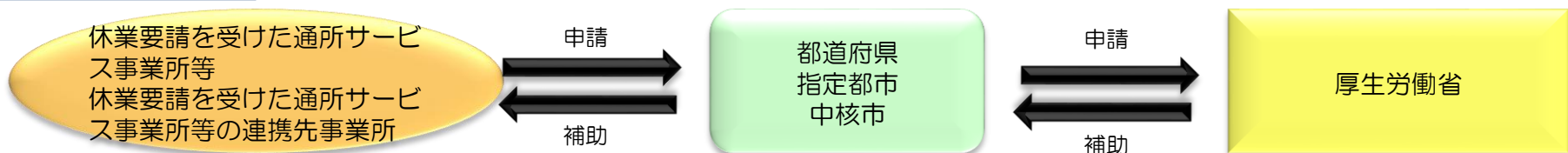
- ・ 訪問サービスを提供するための職員確保に必要な賃金
- ・ 訪問サービスを学ぶため、ヘルパーに同行を依頼するために必要な謝金
- ・ 利用者の居宅等へ訪問するために必要な交通費やリース料
- ・ 衛生用品や各種機器の購入費、損害賠償責任保険料

(2) 休業要請を受けた通所サービス事業所等の連携先事業所（利用者を受け入れた事業所等）のかかりまし経費

- ・ 新たな利用者を受け入れるための調整に係る事務費
- ・ 利用者を追加で受け入れることに伴う職員確保に必要な賃金

(3) 都道府県等の事務費

事業スキーム等



※補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による安否確認等を行うことが求められる。また、都道府県等が実施する相談支援事業者等の研修を中止・延期した場合の代替措置等を講じる必要がある。
- このため、当事業において、
 1. 在宅障害者等の自宅訪問等による安否確認、緊急的な相談受付及び情報提供等
 2. 小規模での研修の開催等を行うために追加的に必要となる経費、研修内容の映像化に係る費用について財政支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び在宅障害者等の安心の確保を図る。

事業内容等

1. 在宅障害者等に対する安否確認等支援 753,164千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により現状把握を実施し、緊急的な相談の受け付け及び情報提供等を行う。

- 実施主体：
（直接補助）都道府県、指定都市及び中核市
※ 都道府県相談支援専門員協会等への委託可
（間接補助）市区町村
※ 基幹相談支援センター、相談支援事業所等への委託可
- 対象経費の例：
障害児者の自宅訪問のための賃金等、レンタカー、ガソリン、損害賠償責任保険
感染防止の物品 等
- 補助率： 1 / 2

2. 障害児者養成研修等の受講機会拡充への支援 1,290,640千円

都道府県等が実施する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催規模を小規模化した上で市町村や障害保健福祉圏域等を単位として分散開催する場合の経費等について補助する。
また、講義（演習と併せて行われる講義を除く。）を映像化し、配布等する経費について補助する。

- 実施主体：
（直接補助）都道府県、指定都市及び中核市
（間接補助）市区町村、指定を受けた研修実施事業者
- 対象経費の例：
研修の分割開催に伴い通常要する額を超えて要する経費
研修内容の映像化に係る経費 等
- 対象となる研修事業
相談支援従事者等研修事業、サービス管理責任者研修事業、障害者虐待対策支援事業、障害支援区分認定調査員等研修事業、居宅介護従事者等養成研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業、医療的ケア児等総合支援事業
- 補助率： 1 / 2

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

別紙9

令和2年度補正予算案:9億円

(事業内容)

○ 障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

①共同受注窓口の活性化

⇒ 共同受注窓口の活性化の補助事業を実施する（「受注拡大に向けた営業活動」の実施に係る経費への助成も可能にする）。

②生産活動の拡大等の支援強化

⇒ 生産活動が著しく滞っている事業所に対し、他の生産活動への新規参入や転換などをきめ細やかに支援するため、就労継続支援事業所に対する経営力育成支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援を実施する。

③就労支援等障害福祉人材マッチング支援事業の実施

⇒ 就労系障害福祉サービスをはじめとする障害福祉サービス事業所の人材確保対策として、一般企業を退職した者や新たに職を探す必要が出てきた者などを念頭に、生産活動や就労支援等の現場で活躍できる能力・意欲を持つ者と就労系障害福祉サービス事業所等とを繋げる取組を実施する。

④障害者就業・生活支援センター（生活支援）の強化

⇒ 活動自粛や休業等の影響により、職業生活のリズムが崩れる恐れのある障害者（新規学卒含む）に対する生活支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図る。

- ◎就労継続支援事業所における生産活動を強力に後押し
- ◎就労支援人材の確保
- ◎生活支援を通じた障害者雇用の維持

<実施主体、補助率>実施主体：都道府県、補助率：1／2

令和2年度補正予算案:95百万

事業概要

- 心身障害児総合医療療育センターについて、外来通院する障害児や施設入所児童等の新型コロナウイルス感染防止のため、施設の改修工事等を実施する。(国が直接実施)

事業内容等

1 感染症外来等のための改修工事(66,300千円)

(1) 感染症外来診察エリア改修工事(35,100千円)

外来療育部門に通院中の障害児のうち、発熱等により感染症が疑われる者について、別の動線を確保し、他の利用者と別の入口・診察室での診療ができるよう、既存の部屋等の改修工事を実施する。

(2) 施設内感染症者用個室等改修工事(31,200千円)

施設入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた場合、施設内で他の利用者と分離した環境で個別に対応できるよう、施設の一部について個室整備等の改修工事を実施する。

2 食器食缶洗浄機更新工事(29,136千円)

施設入所者のための給食施設について、感染症の防止のため、食器食缶洗浄機の更新工事を実施する。

(参考) 心身障害児総合医療療育センターの概要

- 【設置主体】 国 (敷地及び建物は国有財産)
- 【運営主体】 社会福祉法人日本肢体不自由児協会
- 【所在地】 東京都板橋区小茂根1-1-10
- 【実施事業】 心身障害児の周辺医療(合併症)を行う病院の運営並びに相談・判定・指導事業を総合的に実施するため以下の事業を実施
 - 各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う「外来療育部門」
 - 医療型障害児入所施設「整肢療護園」(旧 肢体不自由児施設)
 - 医療型障害児入所施設「むらさき愛育園」(旧 重症心身障害児施設)
 - 専門職員に対する研修や調査研究を行う「研修・研究部門」
 - 児童発達支援事業及び短期入所事業

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

別紙11

令和2年度補正予算案:5億円

(事業内容)

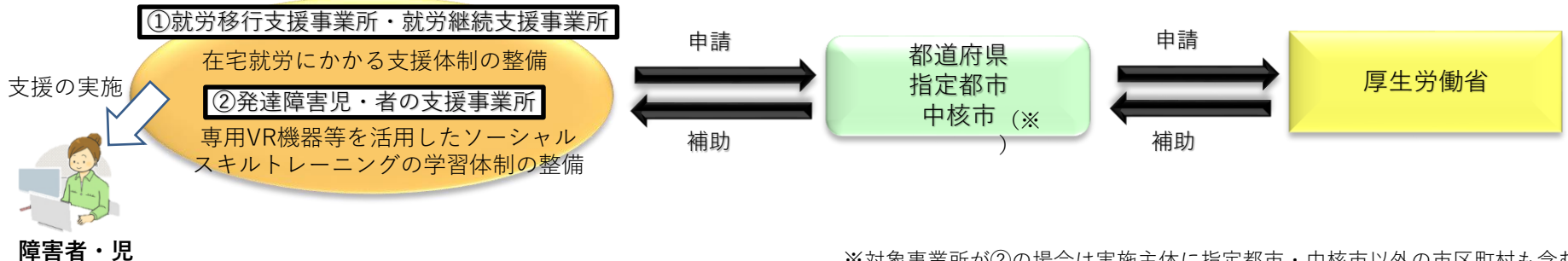
- 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク支援については、感染症拡大防止の観点から、在宅就労を推進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助することに加え、「導入に向けた個別コンサルティング」や「在宅での作業受注に係る営業活動」に係る経費への補助なども追加するとともに、発達障害児・者の支援としても、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進するなど、多様な支援が可能となるようなパッケージ支援として実施する。

対象事業所	①就労移行支援事業所、就労継続支援事業所	②発達障害児・者の支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援事業所）
対象経費	以下の在宅就労の実施に必要なものに限る。 ◎タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア ◎ソフトウェア ◎クラウドサービス ◎保守・サポート費 ◎導入設定、導入研修 ◎セキュリティー対策 ◎導入に向けた個別コンサルティング ◎在宅での作業受注に係る営業活動費 など	以下の専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習の実施に必要なものに限る。 ◎ソーシャルスキルトレーニングの学習用のVR機器 ◎ソフトウェア ◎保守・サポート費 など

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市（※）

補助率：1／2



※対象事業所が②の場合は実施主体に指定都市・中核市以外の市区町村も含む。

1. 事業目的

令和2年度補正予算案:4億円

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2. 事業内容

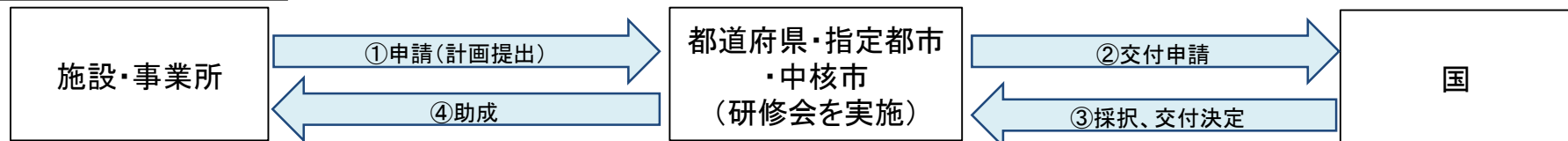
- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助率】 国2/3 都道府県・市1/3

3. 事業スキーム



令和2年度補正予算案:1億円

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、感染症の感染拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

事業内容

- 障害者支援施設等が感染症拡大の防止、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。
(補助の上限は1機器当たり30万円、補助率10/10)

事業要件

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成
(計画の記載内容)
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【補助対象】

- 日常生活支援における見守りで利用するロボット等が対象。
※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

事業スキーム

